

## 令和6年度第1回富良野市中小企業振興促進審議会次第

日 時 令和7年2月3日(月)  
午後1時30分～  
場 所 コンシェルジュフラノ  
2F 大ホール

1. 開 会
2. 辞令交付
3. 市長挨拶
4. 会長選出
5. 報 告 人材確保に係る各事業の実施状況について
6. 議 事 議案第1号 富良野市中小企業振興条例に基づく富良野市中小企業振興総合補助金交付要領の改正について
7. そ の 他
8. 閉 会

## 富良野市中小企業振興促進審議会委員名簿

任期：令和6年1月1日（令和7年1月1日）～令和7年12月31日

（順不同、敬称略）

氏名	所属
軽 米 達 也	団体推薦 (富良野商工会議所副会頭)
佐 藤 健 治	団体推薦 (富良野商工会議所常議員)
大 玉 英 史	団体推薦 (富良野商工会議所専務理事)
結 城 研 二	団体推薦 (山部商工会法定経営指導員)
吉 田 幸 生	団体推薦 (新相生商店街振興組合専務理事)
奈 良 定 雄	団体推薦 (五条商店街振興組合理事長)
鷺 田 宏 治	団体推薦 (ふらの金融協会会長)
荏 原 悦 子	団体推薦 (公益社団法人富良野地方法人会 女性部会会長)
永 吉 大 介	学識経験者 (北海道中小企業家同友会旭川支部 富良野地区会会長)
山 崎 時 枝	学識経験者 (富良野中央婦人会副会長)
福 井 早 苗	公募委員

議案第 1 号

富良野市中小企業振興条例に基づく富良野市中小企業振興総合補助金交付要領の改正について

I 諮問事項

審議会への諮問事項

富商観第 6 号  
令和 7 年 2 月 3 日

富良野市中小企業振興促進審議会会長 様

富良野市長 北 猛俊

富良野市中小企業振興条例に基づく富良野市中小企業振興総合補助金交付要領の改正について（諮問）

下記の事項について、富良野市中小企業振興促進審議会へ諮問するので、審議を求め  
る。

記

1. 諮問事項 富良野市中小企業振興条例に基づく富良野市中小企業振興総合補助金  
交付要領の改正（案）について

（別紙のとおり）



# 令和7年度 富良野市中小企業振興総合補助金 制度見直し（案）

---

## 【概要一覧】

1. 新規創業応援事業の要件整理
2. 事業拡大支援事業の申請可能回数の見直し
3. 職場環境等整備支援事業の見直し
4. 人材開発支援事業の見直し

# 1. 新規創業応援事業の要件整理－①

## 【現行の事業概要】

- 目的 市内で、市民、観光客ともに利用可能な店舗等をはじめの方の費用を一部支援することで、新規創業を支援。あわせて街中の空き店舗解消を図る。
- 補助金額 補助率1/2以内 最大300万円 ※加算額を含めた額であり、開業する区域などにより変動。
- 対象地域 富良野市全域
- その他 富良野商工会議所、山部商工会で創業相談の支援を受けながら取り組む事業が対象。

## 【これまでの経過】

- ・ 令和5年度に実施した労働実態調査では、富良野市は観光向けのコンテンツばかりで市民が利用できる施設や店舗が不足しているという意見が多数見られ、観光シーズンには、観光宿泊客に対して飲食店が少なく、飲食難民が増加傾向（オーバーツーリズム気味）であり、市民も飲食店を利用できない状況がある。
- ・ 都市機能誘導区域（旧：中心市街地区域）をはじめ、市内事業者の廃業・シャッター化が進み、市内で新たに創業・開業する事業者も年々減少傾向であり、空き店舗が増加傾向にあった。
- ・ 以上のことから、市民の利便性及び満足度向上や観光業の魅力向上、空き店舗対策を目的に、令和6年4月より事業をスタート。

## 【制度改正の背景と考え方】

- ・ 令和6年度12月末までの申請件数は13件。  
※内訳：飲食関係5件、食品製造販売1件、宿泊アウトドア関係5件、スポーツ・健康教授業1件、大工1件
- ・ 市民が利用できない事業、キッチンカー等の対象として適さない事業、生計維持や経営継続性が見込まれない事業に関する問い合わせが複数あることから、対象事業の明確化が必要だと考えられる。
- ・ 消耗品や購入単価が極端に低い備品等の補助金交付に適さないものを対象経費として計上し申請する事案が多数あり、対象経費も明確化が必要だと考えられる。

以上のことから、要件等を明確化し、より適切な補助金活用を図るため、制度内容の見直しを検討したい。

# 1. 新規創業応援事業の要件整理－②

## 【改正（案）】

・以下の日本標準産業分類における次の業種を対象とならない業種として明記する。

- ・大分類A農業、林業      ・大分類B漁業      ・大分類C鉱業、採石業、砂利採取業      ・大分類J金融業、保険業
- ・61 無店舗小売業      ・68 不動産取引業      ・69 不動産賃貸業・管理業
- ・71 学術・開発研究機関      ・72 専門サービス業（他に分類されないもの）
- ・77 持ち帰り・配達飲食サービス業のうち 屋台、キッチンカーなどの移動販売に該当するもの
- ・80 娯楽業のうち 8063マージャンクラブ、8064パチンコホール、8065ゲームセンター  
8096娯楽に付随するサービス業、8099他に分類されない娯楽業
- ・上記のほか、事業目的に該当しないと市長が認める業種

・対象となる事業の要件を追加する。（朱書き部分追加）

申請時に提出する計画書に基づき、次に掲げる①～④のいずれにも該当する事業が対象になります。

- ①商工会議所又は商工会にて、創業相談などの支援を受けながら取り組む事業
- ②通年営業が見込まれ、本制度の実施目的としている「市民、観光客ともに利用可能」な事業
- ③計画書において、年間利益額が、申請者の生計維持に必要な収入を確保できること、または会社の経営継続が可能となる収益が見込まれ、継続性と将来的成長性が期待できる事業
- ④次のどちらかに該当する事業

区分	対象事業
新規創業	会社、組合等を設立する、店舗をかまえるなどして新たに市内で事業を開始するもの
新事業展開	(ア)現在市内で行っている事業と、日本標準産業分類の中分類ベースで異なる事業を市内で新たに行うもの
	(イ)市長が新事業展開と認める事業 ※単純な事業の拡張は非該当

・対象とならない経費に以下を追加する。

- ・消耗品の購入経費（使用するうちに消費される、または劣化して短期間で使い切ることが前提とされる物品、通常繰り返しの使用が難しく使用後に補充や交換が必要になるものなど）
- ・機械装置・備品等購入費であっても、購入単価が1万円（税抜）未満のもの。

## 2. 事業拡大支援事業の申請可能回数の見直し①

### 【現行の事業概要】

- |       |   |
|-------|---|
| ■目的   | 意欲ある中小企業者等が作成した経営計画書に基づき行う、新製品開発や新事業展開、販路拡大、販売促進等に対して支援。                |
| ■補助金額 | 【通常枠】 補助率 1/2 以内 最大 30 万円<br>【メイドインフラノ枠】 補助率 同上 機械装置を購入する場合は、最大50万円まで増額 |
| ■対象者  | 市内の中小企業者。同一事業者 1 回限り。<br>メイドインフラノ認定を受けた商品を持つ事業者は、認定期間中に限りもう一度申請可能。      |
| ■その他  | 富良野商工会議所、山部商工会での支援を受けながら取り組む事業が対象。                                      |

### 【これまでの経過】

- ・意欲ある中小企業者等の事業継続と発展を後押しするため、平成24年度から事業がスタート。
- ・令和2年度からは、富良野市が実施するメイドインフラノ事業の認定商品をもつ事業者の継続・発展を支援するため、通常の申請とは別枠の「メイドインフラノ枠」を新設。

### 【制度改正の背景と考え方】

- ・現状、本事業は、特定事業者へ補助金が集中することを避けるため1事業者1回までの申請となっており、1度活用すると以降は二度と申請できない状況である。
- ・事業者や支援機関からは以前より、事業拡大支援事業の申請制限（1度しか申請できないこと）に対して改正を要望する声があった。
- ・インターネットの普及、新型コロナによるパンデミック、環境配慮の必要性など、制度開始以降に社会情勢は目まぐるしく変化し、事業者はそれに対応する必要があったが、近年は人手不足も深刻化しており、今後も事業を継続、発展させていくには、時代の変化に合わせた更なる事業の拡充、再構築が必要だと考えられる。
- ・人口減少が進む中、街の魅力や生活利便性を維持するためには、地域の事業を存続、発展させるための支援が不可欠である。

以上のことから、既存事業者の継続・発展を支援し、街の魅力や生活利便性の維持、向上を図るため、一定条件下のもと再申請を可能にすることを検討したい。

## 2. 事業拡大支援事業の申請可能回数の見直し②

### 【改正（案）】

- 以下のとおり再申請枠を新たに設ける。（朱書き部分追加）

申請は、1事業者1回限りと、交付する補助金額は、次のとおりとします。

（通常枠）

補助率	補助金限度額
補助対象経費のうち1/2以内	30万円

（メイドインフラノ枠）

メイドインフラノ認定品を持つ市内事業者に限り、メイドインフラノ認定期間中において本補助申請をさらに1回行うことができるものとし、補助金額は以下のとおりとします。ただし、複数回の認定を受けても本補助枠での申請は、1回限りとします。

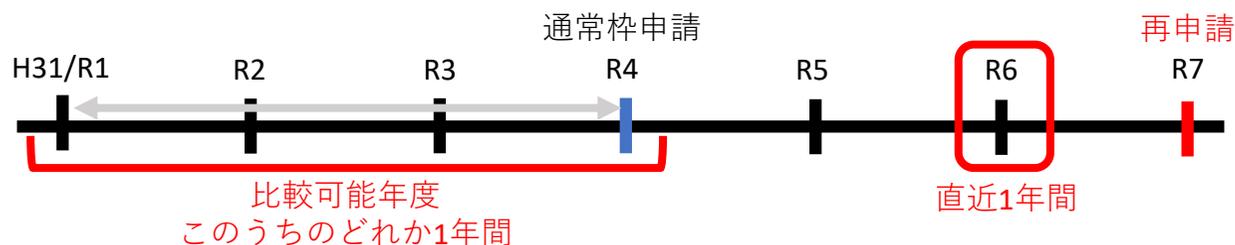
補助率	補助金限度額
補助対象経費のうち1/2以内	30万円 ※機械装置を購入する場合に限り50万円

（再申請枠）

次の要件に全て該当する場合に限り、通常枠、メイドインフラノ枠で既に交付決定を受けている方でも、再申請を可能とします。なお、補助金額は上記同様とします。

要件	
①	前回の申請に対する補助金額の確定日から起算して3年を経過していること。
②	直近1年間の売上が、前回の補助申請年度、または前回の補助申請年度から数えて過去3年間のいずれか1年間の売上と比較して、5%以上増加していること。

例：R4に申請した方がR7に再申請する場合 → R1～R4までのどこか1年間と、R6年度の売上を比較して確認します。



## 3. 職場環境等整備支援事業の見直し①

### 【現行の事業概要】

- 目的 企業の人材確保と従業員定着を支援するため、職場等の労働環境改善にかかる工事費用を補助。
- 補助金額 10～50万円の範囲で定額補助 ※工事費用に応じて変動
- 対象経費 工事費用が50万円（税抜）以上のもの、着工前に申請した工事費用  
市内登録工業者に工事を発注した場合に限る など
- その他 （※2024年度～2027年度までの3カ年限定実施）

### 【これまでの経過】

- ・令和5年度に実施した労働実態調査より、従業員の職場への不満として、賃金の次に多かったのが「仕事環境が悪い・整っていない」「職場に休憩できる環境や整備、仕組みがない」などの働く環境に関するものであったことから、人材確保には、処遇改善だけではなく、環境の整備も必要であると推測。
- ・令和6年4月から、従業員が働く労働環境等の改善に要する経費を補助することで、従業員の定着を支援することを目的に事業スタート。
- ・令和6年度12月末時点の申請は2件（どちらもトイレ工事）に留まっており、活用が低迷している。

### 【制度改正の背景と考え方】

- ・事業周知以外の要因のひとつとして、工事費に応じた定額補助としてることから、最低補助対象工事費用（50万円）を下回るものが対象外となり、活用可能が制限されていることが上げられる。  
※事例：職場事務室のエアコン設置工事が30万円の場合、対象経費が50万円に満たないため対象外。
- ・令和6年8月頃に市内事業者向けに実施したアンケート調査では、回答いただいた80事業者中、52件が今後制度を「活用したい・検討している」と回答していることから、より利用しやすいよう制限の緩和が必要だと考えられる。

以上のことから、事業者の労働環境改善を通じた人材の確保と定着を後押しするため、本事業の補助対象経費及び補助金額の見直しを検討したい。

### 3. 職場環境等整備支援事業の見直し－②

#### 【改正（案）】

##### ■現行

交付する補助金額は、補助対象工事費用により次のとおりする。

補助対象工事費用（税抜き）	補助金額（定額）
50万円以上 100万円未満	10万円
100万円以上 150万円未満	20万円
150万円以上 200万円未満	30万円
200万円以上 250万円未満	40万円
250万円以上	50万円



##### ■改正案

- ・本事業の目的を達成するために必要な備品購入や設備導入、改修工事などに係る経費について補助。
- ・申請は、1事業者1回限りとし、交付する補助金額は、次のとおりとする。
  - ※対象経費の総額が5万円（税抜）未満となる場合は、事業効果が小さいものと判断し、補助対象外。
  - ※対象業種であっても、年間を通じて利用されない建物への設備設置や工事は対象外。
    - 事例：夏期期間しか利用しない休憩所の設置工事や設備導入など

補助率	補助金限度額
補助対象経費のうち1/2以内	30万円

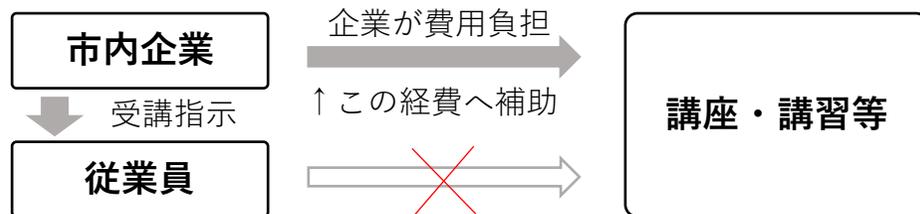
## 4. 人材開発支援事業の見直し－①

### 【現行の事業概要】

■目的 社員の資格取得に必要な講座、講習等に係る費用を事業者が負担する場合、その経費を一部補助することで、人材不足解消ならびに無資格者の採用促進を図る。

■補助金額 1事業者あたり最大100万円 ※従業員1名あたり最大20万円

■イメージ例



■その物 資格取得や講座等の修了後の申請は受け付けできず、必ず事前の申請が必要。  
(※2024年度～2027年度までの3ヵ年限定実施)

### 【これまでの経過】

- ・運転手や保育士など専門的な資格を有する人材は全国的に不足しており、富良野市内でも、営業時間短縮や事業縮小等をする事業者が増加している。
- ・有資格職は無資格職と比べて人材確保がより困難な状況があることから、事業者が行う従業員の資格取得や研修等を支援することを目的に、令和6年4月から事業をスタート。
- ・令和6年度12月末時点の申請は4件（対象従業員及び講習9件）となっており、当初予想していたよりも活用が低迷している状況。

### 【制度改正の背景と考え方】

- ・運転手をはじめ、介護・医療・福祉、土木建築関係など様々な業種で有資格者の人材確保は困難な状況が続いている。
- ・令和6年8月に実施した事業者向けの調査結果では、回答者の半数以上が制度を認知しており、制度を知らなかった事業者も含め60%以上が今後制度を「活用したい・活用を検討している」と回答していることから、より資格取得等を促進し、利用しやすいよう制度の見直しが必要。

以上のことから、資格取得や講習等への支援を強化し、制度内容がわかりやすくなるよう事業名の変更を検討したい。

## 4. 人材開発支援事業の見直し－②

### 【改正（案）】

#### ■現行

事業名 : 人材開発支援事業

補助率	補助金限度額
補助対象経費のうち1/2以内	1事業者あたり最大100万円 (ただし、対象従業員1名あたり最大20万円まで)

※補助金額は、千円未満切捨て。

※本事業申請は、限られた財源で幅広く事業者を支援するため、事業者単位で申請を受け付け、1事業者1年度内1回限り申請可能とします。



#### ■改正案

事業名 : 従業員キャリアアップ支援事業

※個人への支援だと誤解され問い合わせいただく案件が多いことや、「人材開発」が「資格取得等への支援」と結びつきづらいことから、事業者への認識をより高めるため、事業目的をそのまま事業名とします。

補助率	補助金限度額
補助対象経費のうち1/2以内	1事業者あたり最大100万円 (ただし、対象従業員1名あたり最大20万円まで)
<u>ただし、市が認める特定事業者に限り補助対象経費のうち2/3以内</u>	(特定事業者に限り、対象従業員1名あたり最大30万円まで)

※補助金額は、千円未満切捨て。

※本事業申請は、限られた財源で幅広く事業者を支援するため、事業者単位で申請を受け付け、1事業者1年度内、補助金限度額まで複数回の申請可能とします。

※市が認める特定業種者とは、地域で特に人材が不足していると市長が認めた次表に掲げる業種を主に営むものとしします。

なお、対象となる業種は、日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に掲げる中分類又は小分類単位で特定します。

06 総合工事業	07 職別工事業（設備工事業を除く）	08 設備工事業	
43 道路旅客運送業	44 道路貨物運送業	49 郵便業（信書便事業を含む）	75 宿泊業
81 学校教育のうち	811 幼稚園	819 幼保連携型認定こども園	83 医療業のうち
85 社会保険・社会福祉・介護事業			835 施術業
			836 医療に附帯するサービス業を除く
			88 廃棄物処理業